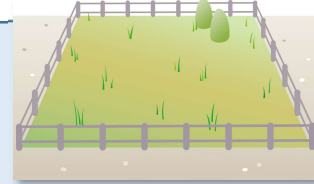
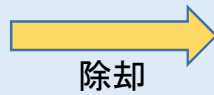


空家除却費用の助成について

玉名市では、「玉名市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」により、管理不全な老朽危険空家等に対して除却費用の一部を助成します。



☆ 助成制度の概要 ☆

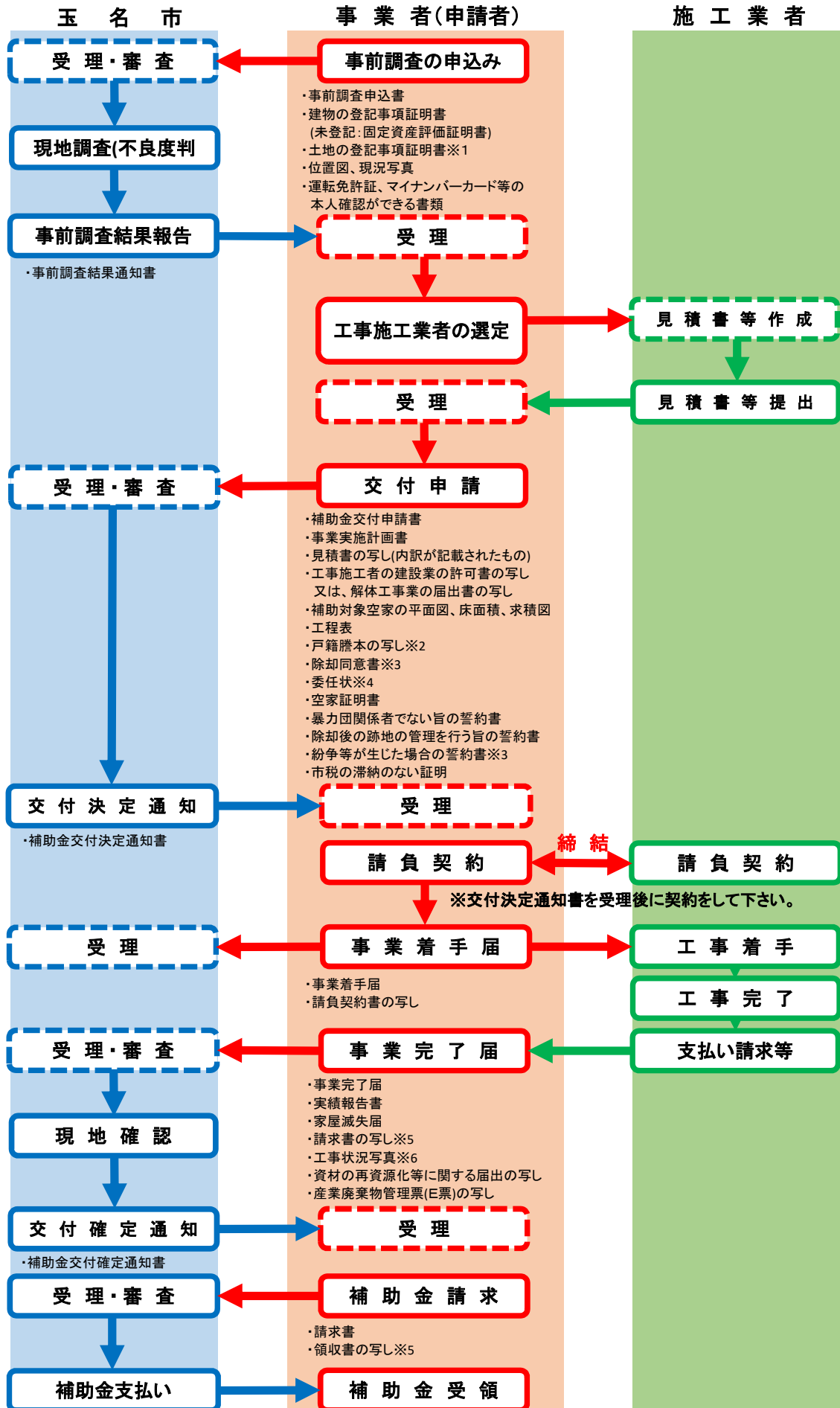
- 1 対象地域 市内全域
- 2 助成対象家屋 老朽危険空家等(①と②すべてに該当する空家)
①1年以上住居として使用がなく、かつ、今後も使用の見込みがない(囑託員が証明)、過半が居住の用に供する住宅
②住宅の不良度判定において、**評点が100点以上**のもの
- 3 申請者 所有者、相続人など**(法人は不可)**
- 4 事前調査 補助申請を行う前に事前調査の申込みが必要です。
家屋の老朽具合を事前に調査し、助成対象となる不良住宅か判定します。
- 5 事前調査申込 **令和6年5月7日(火) から 令和6年5月31日(金)**
受付は先着順となりますのでお早めにお申込み下さい。
- 6 申込み先 玉名市役所 住宅課
- 7 補助金額 除却費用×8/10=補助対象経費
補助対象経費×2/3=補助金額
※除却費用は、国交省が定める標準除却費が限度
- 8 補助金限度額 **60万円**
- 9 その他の条件 ①事業者は暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
②**施工業者は市内業者に限る。**
※その他諸条件があります。
※住居を解体し更地にした場合、固定資産税(土地)が上がる可能性がございます。
税務課で試算の上ご検討下さい。
③市税の滞納がないこと。
④**令和7年1月末までに空家等の除却を完了させること。**

お問い合わせ:玉名市役所 住宅課

TEL:0968-75-1311(直通)

E-mail:jutaku@city.tamana.lg.jp

申請手続の流れ



※1 老朽危険空家の所有者と敷地の所有者が異なる場合であって、申請者が敷地の所有者又はその所有者の相続人である場合に限る。
 ※2 補助対象空家が相続財産である場合
 ※3 補助対象空家が複数人の共有又は相続財産である場合
 ※4 補助対象者から委任を受けた者が申請を行う場合
 ※5 工事施工者が発行したもの
 ※6 工事内容及び施工後の状況が確認できるもの

補助の対象となる空家

- おおむね**1年以上住居として使用されておらず**、かつ、今後も居住の用に供される見込みがないことを囑託員が証明する、過半が居住の用に供する住宅であって、老朽化により倒壊するおそれのあるもの。
- 玉名市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱に規定する「住宅の不良度判定基準」(様式第1号～様式第4号)に掲げる**評価項目の合計が100点以上**であるもの。
- 公共工事等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの。
- 補助金の交付を受ける目的で**故意に破損されたものでないもの**。

補助の事業者(申請者)

- 補助対象空家の所有者として、登記記録(未登記:固定資産課税台帳)に記録されている者又はその相続人。ただし、**法人等を除く**。
- 前号に規定する者から補助対象空家の除却について同意を得た者。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する**認可地縁団体以外の法人等を除く**。

施工業者の要件

- 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者のうち、前号の許可を要しない補助対象工事を行うもの。
- **本市の区域内に本店、支店、営業所、事業所等を有する法人又は個人に限る**。

補助の対象となる経費

- 補助対象空家の除却に要する費用。ただし、**樹木、機械、車両等及び建物に附属しない独立した工作物の処分に係るものを除く**。

補助金額

- 補助金額 ⇒ 除却費用×8/10=補助対象経費
補助対象経費×2/3=補助金額(1,000円未満切り捨て)
※除却費用は、国交省が定める標準除却費用が限度

- 補助金限度額 ⇒ **60万円**

除却工事請負金額(契約金額)		
助成対象経費		助成対象外
助成金額	自己負担額	消費税

注意事項

- 上記以外にも諸条件あり。

手続きに必要な書類

①事前調査を申込むとき

- 事前調査申込書(様式第6号)
- 建物の登記事項証明書(未登記:固定資産評価証明書) ※1
- 土地の登記事項証明書(未登記:固定資産評価証明書) ※2
- 位置図、現況写真(建物外観及び敷地の状況が分かる写真を4枚程度)
- 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認ができる書類
- その他市長が必要と認める書類

※1 登記事項証明書は法務局で取得。

固定資産課評価証明書は税務課で取得。

※2 老朽危険空家の所有者と敷地の所有者が異なる場合であって、申込者が敷地の所有者又はその所有者の相続人である場合に限る。

②補助金の交付申請をするとき

- 補助金交付申請書(様式第8号)
- 事業実施計画書(様式第9号)
- 見積書の写し(内訳が記載されたものに限る。)
- 工事施工者の建設業の許可書の写し又は、解体工事業の届出書の写し
- 補助対象空家の平面図及び床面積、求積図
- 工程表
- 戸籍謄本等の写し(補助対象空家が相続財産である場合) ※3
- 除却同意書(様式第10号。補助対象空家が複数人の共有又は相続財産である場合)
- 委任状(様式第11号。補助対象者から委任を受けた者が申請を行う場合)
- 空家証明書(様式第12号)
- 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第13号)
- 除却後の跡地の管理を行う旨の誓約書(様式第14号)
- 滞納のない証明
- 紛争等が生じた場合の誓約書(様式第5号。補助対象空家が複数人の共有又は相続財産である場合)
- その他市長が必要と認める書類

※3 戸籍謄本は市民課で取得。

③事業に着手するとき

- 事業着手届(様式第16号)
- 補助対象工事に係る請負契約書の写し(収入印紙が貼ってあるもの)
- その他市長が必要と認める書類

④工事内容を変更するとき

- 変更等承認申請書(様式第17号)※4
- 工事見積書の写し(内訳が記載されたものに限る)
- 補助対象空家の平面図(変更箇所を明示したもの)
- その他市長が必要と認める書類

※4 解体工事の内容が変更になった場合や休止、中止、廃止する場合に必要です。

⑤事業が完了したとき

- 事業完了届(様式第19号)
- 実績報告書(様式第20号)
- 家屋滅失届(様式第21号)
- 請求書の写し(工事施工者が発行したもの)
- 工事状況写真(工事内容及び施工後の状況が確認できるもの)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するものに限る)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(集計表を含む。)の写し
- その他市長が必要と認める書類

⑥補助金を請求するとき

- 請求書(様式第23号)
- 領収書の写し(工事施工者が発行したもので収入印紙が貼ってあるもの)
- その他市長が必要と認める書類

注意事項

- ・既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、助成の対象になりません。
- ・助成の対象となる工事は、申請年度の1月末日までに完了しなければなりません。
- ・助成の対象となる工事について、他の公的制度により補助等と重複しているものは、助成の対象になりません。

申請手続の流れ

